



# まつもと子どもスマイル運動

「子どもたちに笑顔、子どもたちから笑顔、そして子どもたちと笑顔に」をキャッチフレーズに、子どもと大人が積極的に関わりを持って行動する「まつもと子どもスマイル運動」をすすめています。

子どもたちへの声かけ運動や登下校時の見守りなどの「まつもと子どもスマイル運動」を実践する大人に「スマイルバンド」を渡しています。

スマイルバンドで子どもと大人がつながって、笑顔であふれる松本市にしましょう。



ポスター図案作成  
松本第一高等学校 熊谷有紗さん



# 子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴は、市内に住んでいる子どもや市内の学校に通っていたり、活動している子どもの権利を守るところです。

困ったとき、つらいとき、嫌だと感じたときは、一人で悩まないで、相談してください。

**子どもの権利相談室「こころの鈴」**

**場所** 松本市役所大手事務所 2階


**曜日・時間**  
月～木・土曜日 13:00～18:00  
金曜日 13:00～20:00

**相談方法**  
・面談  
・でんわ 0120-200-195 (わりよう)  
・FAX 0263-34-3183  
・メール kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp  
◀メールのQRコード




**もう大丈夫！安心できたよ**

困ったことが出てきたら、また相談してください。相談が終わっても、必要があれば見守り支援をします。




**要請・意見表明**

関係する機関などに改善要請や意見表明をすることができます。



**調べる・協力依頼**

解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力やお願いをします。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。子どもの権利の侵害が認められた場合は、救済に取り組み回復を支援します。



**例えば、こんなことで悩んだら…**

**学校で…**

- 仲間はすれやいじめ
- 先生のこと、ともだちのこと

**家庭で…**

- 家でつらいこと、嫌なこと
- 家族には話せないこと


**部活や習い事で…**

- 怒られること
- 先輩や先生、コーチのこと




**電話で・メールで・会って…相談する**

どんなことでも、まずは相談してみましょう



**一緒に考える**

あなたの気持ちや意見をじっくり聴いて、一番よい方法を一緒に考えます。



※子どもの権利救済は、子どもの権利条例により、擁護委員が調査や調整、勧告・是生要請、意見表明をします。

# 松本市 子どもの権利ニュース 創刊号

発行 松本市役所 こども部 こども育成課 TEL.0263-34-3291

松本市は、皆さんが、毎日を生き生きと過ごし、自分らしくのびのびと育ていける、「子どもにやさしいまち」を目指して、「子どもの権利に関する条例」と「子どもにやさしいまちづくり推進計画」をつくりました。推進計画のもと、子どもの権利をすすめるために行っているいくつかの事業を紹介します。

## まつもと子ども未来委員会

第1期は、平成27年1月から12月まで、小学校5年生から高校3年生までの38人の委員で活動しました。委員のみんなが考えたまちづくりの提言は、子どもの権利の日市民フォーラムで市長さんに発表しました。

### 《みんなが考えた提言の一部》

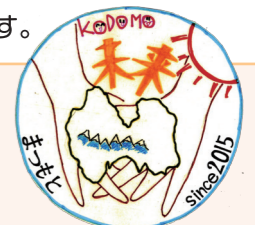
★「まちを良くすること」  
ゴミのポイ捨てなどをなくすために、子どもがポスターを描いて、貼り出してもらうなど

★「自然のこと」  
自然保護の活動をしたら、何かもらえるような企画を考えてほしい。森林を守るキャンペーンをやってほしいなど。

★「まちのPRのこと」  
松本山雅や松本城、上高地などを使ってアピールする、松本を舞台にした映画の出演者に松本のPRをしてもらう、子ども目線のパンフレットを自分たちでつくるなど。



「まつもと子ども未来委員会の詳しい内容は、こちらのホームページを御覧ください。」  
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/kodomo/kenri/kodomomirai/kodomomirai2015.html>



**第1期の活動**

まつもと子ども未来委員会のマーク

1 まつもと子ども未来委員会の活動	
(1) 委員会の開催	10回
(2) 市内視察研修	2回
(3) 活動発表、市へ提言	1回

**2 先進都市との子ども交流事業**

(1) 宗像市・福津市との交流	2回
1月(松本市)、8月(宗像市・福津市)	
(2) 全国自治体シンポジウムへの参加	1回

**3 興味・関心のある事業への参加**

(1) 学都松本フォーラムへの参加	
(2) チャオ！バンビー二への参加	

**参加者の感想**

文書館やまつもと市民芸術館などで委員会をやってもらい、普段見ることができないところを案内してもらえた。松本にもこういうものがあるんだということが分かった。

最初は親に言われて参加したが、楽しくなってきた。とても良い委員会だと思うので、もっと多くのひとに知って欲しい。

いろいろな地域の子どもが参加している。話をして、住んでいるところによっていろんな違いがあることを知ったが、そういう違いを含めて、同じ松本なんだと思っった。



# 子どもの権利について考えてみよう！

## 子どもの権利ってなんだろう？

子どもの権利とは、子どもが一人の人間として、自分らしく、のびのびと成長していくために必要なもので、4つの大切な権利があります。

### 1 主体的に成長する権利

〔出典／札幌市 Kenri Book〕



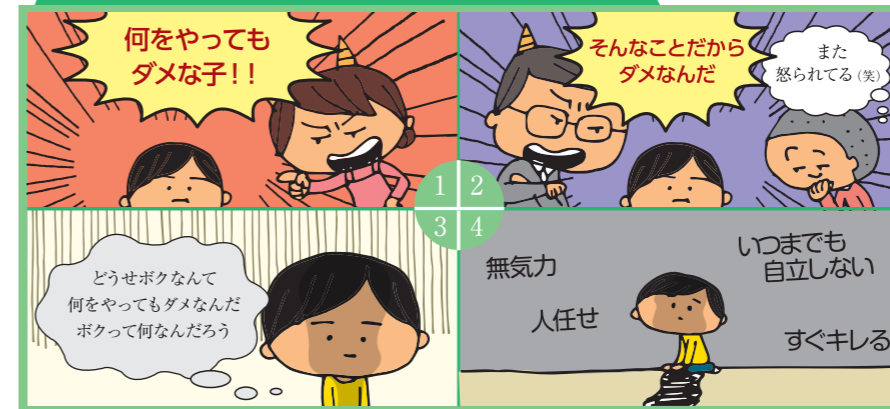
子どもとは、生まれたばかりの赤ちゃんから18歳未満の人まで、一人ひとり、いろんな個性を持っています。「子ども」と一言と言っても、当然違いがあります。子どもをさまざまな可能性を持った一人の人間として尊重して、子どもの成長に合った適切な関わりを持ちながら育て、サポートする必要があります。何でも先回りしたり、無関心で放任したりならないように、バランスが大切です。

### 2 安心して生きる権利



理屈に合わないことをしたり、人を怒らせるような態度をとったりすることがあっても、精神的、肉体的に傷つけることは許されません。一呼吸おいて、じっくり話を聞いて、自分の思いを伝えることが大切です。日常的に叩かれたり、一方的に怒られてばかりいることが重なって、他の子をいじめたり、大人になって子どもを虐待したりしてしまったりは大変です。

### 3 自分らしく生きる権利



苦手なことや、「ダメだなあ」と思うことはあっても、ありのままの自分自身を受け入れる気持ちや、「自分は大切な存在」「自分はかけがえのない存在」と思う「自己肯定感」を高めることは、子どもの成長、発達に大切なことです。

### 4 社会に参加する権利



子どもの意見を聞くということは、子どもの主張どおりに物事を決めるということではありません。子どもの意見を尊重することは大切ですが、意見を受け入れることができないときは、その理由をはっきりと伝えるなど、ていねいな説明が必要です。子どもの権利を大切に、子どもの意見を聞くことは、単にワガママを受け入れることではありません。

## 松本市は「子どもにやさしい」こんなまちをめざしています。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

「子どもにやさしいまち」ということを打ち出した条例は、世界中にあります。松本市のように本格的に、こういうまちを目指すのだということを実体化している条例は非常に先駆的です。これは、国際的にも、非常に意味のあるものです。  
〔松本市子どもにやさしいまちづくり委員会 荒牧重人会長（山梨学院大学大学院法務研究科教授）〕